

身体障がい者用自動車改造費助成事業について

身体障がい者の自動車の運転又は乗降のために改造する費用を予算の範囲内で助成します。なお、申請から完了が同一年度内であることが必要です。

	自動車改造（乗降系）	自動車改造（操作系）
対 象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲市内に住所のある在宅の、肢体不自由の程度が2級以上の方 ・ 身体障がい者本人または同一世帯の者が所有する自動車 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出雲市内に住所のある在宅の身体障がい者手帳所持者で運転免許証を有する方 ・ 身体障がい者本人が所有し、もっぱら身体障がい者が運転する自動車
補助経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 40万円を上限として改造経費の2/3以内に相当する額 (福祉車両を購入される場合は、福祉車両（非課税）と標準車両（課税）の車体価格の差額が改造経費となります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10万円を上限として改造に直接要した費用
申 請	改造や購入前に申請してください。	
	助成金交付申請について	
	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障がい者自動車改造費助成金交付申請書（身体障がい者が15歳未満の場合は、申請者が保護者となります。） ②身体障がい者手帳の写し ③自動車の改造に要する費用の見積書（実際の購入価格で、内訳必要） (新車の福祉車両を購入される場合は、福祉車両（非課税）と標準車両（課税）の車体価格のわかる見積書) (新車購入とともに改造される場合は、改造部分のみの価格がわかる見積書) ④運転者の運転免許証の写し（実際に自動車を運転される方） ⑤自動車検査証の写し（新車購入の場合は、事業完了報告時に提出となります。） 電子化された自動車検査証の場合は自動車検査証記録事項も必要となります。 (自動車検査証の所有者が自動車会社やローン会社になっている場合は、所有者にかかる証明が必要となります。) ⑥その他（改造内容や購入する福祉車両がわかるカタログなど） 	
	申請後に交付決定通知を送付します。	
完 了	改造又は購入し、経費を支払い後に申請してください。	
	事業完了報告について	
	<ul style="list-style-type: none"> ①完了報告書・・・様式は、決定通知に同封します。 ②領収書 ③改造部分の写真 (乗降系：ナンバープレートが写った写真と改造部分のわかる写真が必要です。) (操作系：ナンバープレートが写った写真と改造前と改造後の写真が必要です。) ④振込先口座（通帳などの写し） 	
	助成金を口座へ振り込みます。	